



知
つ
て
お
き
たい
障
が
い
福
祉
制
度

■NTT 電話番号の無料案内(104番)

事前に登録することにより、NTT 電話番号案内が無料で利用できます。

◎対象

身体障害者手帳(1～6級までの視覚障がい、下肢障がいを除く1級または2級の肢体不自由)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

◎問い合わせ・申込先

NTT (☎ 0120-104174)

■携帯電話料金の割引サービス

◎対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証を持っている人
※会社によってはサービスがありませんので、事前にお問い合わせください。

◎問い合わせ・申込先 携帯電話各社

■点字図書、録音図書等の無料貸出

点字図書、録音図書、デジター図書を貸し出します。

※デジター図書とは、自分のペースに合わせて読み上げてくれるデジタル図書です。専用の再生機やソフトの入っているパソコンなどで使用できます。

◎対象 視覚障がい者等

◎問い合わせ・申込先

中央図書館 (☎ 83-2870)

■ビデオライブラリーの無料貸出

字幕入りビデオやDVDを貸し出します。

◎対象

聴覚障がい者とその家族、聴覚障がい者団体、学校および施設

◎問い合わせ・申込先

山口県聴覚障害者情報センター
(☎ 083-985-0611)

〈問い合わせ先〉障害福祉課 (☎ 82-1170)



70歳以上のみなさんへ
「高額療養費の上限額」が変わります

平成29年8月から、70歳以上の人の「高額療養費の上限額」が下表のとおり変わります。高額療養費とは、ひと月に支払った医療費が決められた上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す制度で、上限額は収入に応じて決まります。

すべての人が安心して医療を受けられる社会を維持するために、70歳以上のみなさんのご理解をお願いします。

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者 課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% <多数回 44,400円※2>
一般 課税所得 145万円未満※1	14,000円 <年間上限額 144,000円>	57,600円 <多数回 44,400円※2>
Ⅱ 住民税が非課税の世帯	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税が非課税の世帯 年金収入 80万円以下など		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)などの場合を含みます。
※2 過去12か月に「外来+入院」で3回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限額が下がります。

〈問い合わせ先〉国保年金課 国保係 (☎ 82-1179)・年金高齢医療係 (☎ 82-1209)